

(写)

令和4年8月23日

千葉労働局長
江原 由明 殿

千葉地方最低賃金審議会
会長 大澤 克之助

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は令和4年8月2日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別 紙

下記 1 の最低賃金は、改正決定することを必要と認める。
また、下記 2 の最低賃金は、全会一致に至らなかったため改正決定について必要性有りとする事ができない。

記

- 1 改正決定することを必要と認める最低賃金
 - (1) 千葉県鉄鋼業最低賃金
(平成20年千葉労働局最低賃金公示第 7 号)
 - (2) 千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成20年千葉労働局最低賃金公示第 3 号)
- 2 改正決定について必要性有りとする事ができない最低賃金
 - (1) 千葉県調味料製造業最低賃金
(平成20年千葉労働局最低賃金公示第 2 号)
 - (2) 千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金
(平成20年千葉労働局最低賃金公示第 4 号)
 - (3) 千葉県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金
(平成20年千葉労働局最低賃金公示第 5 号)
 - (4) 千葉県各種商品小売業最低賃金
(平成20年千葉労働局最低賃金公示第 8 号)
 - (5) 千葉県自動車（新車）小売業最低賃金
(平成20年千葉労働局最低賃金公示第 6 号)